第1章 基本方針

1-1 背景

神戸市では、『市政の基本は市民福祉の向上にある』として、21世紀初頭の健康福祉都市づくりを総合的、体系的に推進するため、平成14年2月に「"こうべ"の市民福祉総合計画2010」を策定した。この中で、『ユニバーサルデザインの推進』を主要プロジェクトの1つとして位置づけ、『すべての人にやさしいまちづくり』を進めている。

また、「区中期計画」と共に本市の「新たなビジョン(中期計画)」を構成する「神戸2010 ビジョン」(平成17年6月策定、平成19年11月更新)では、「ユニバーサル社会実現プラン」をアクションプランの1つに位置付け、市のすべての事業にユニバーサルデザインの視点を取り入れることとしており、道路についても全市的にユニバーサルデザインを展開していくことを目指している。

このような中、平成12年11月に施行された「交通バリアフリー法」*1に基づき、本市は「神戸市交通バリアフリー基本構想」(平成14年11月)を策定し、重点整備地区、特定経路等を定め、一体的、重点的なバリアフリー化を進めてきた。

特定経路のバリアフリー化に当っては、交通バリアフリー法及び国土交通省令等*2,3 の道路の構造基準に基づき整備することが義務づけられるが、神戸市は山地・丘陵地が多く、市街地においても急峻な自然地形による高低差を有する都市であり、包括的・一般的な構造基準では、現実的な整備には不充分である。このため、特定経路以外の道路整備にも準用することを前提に、当市の地形的特徴を踏まえた道路整備基準として、平成14年9月に本マニュアルを策定した。

その後、2度にわたって本マニュアルの改定を行ってきたが、この度、平成 28 年 5 月 に「神戸市案内サイン共通仕様書」^{参考36}が改定されたことから、案内標識について定める第 5 章を中心として、本マニュアルを改定することとした。

本マニュアルは、「道路移動等円滑化基準」を補足するものであり、あわせて、運用上 の利便性を考慮して、特殊な場合の取扱い並びに統一すべき事項等を規定するものである。

改定年月	改 定 理 由	
平成 21 年 3月	「ハートビル法」*4と「交通バリアフリー法」を統合・拡充し	た「バ
	リアフリー法」 ^{※5} の施行及び同法に基づき特定道路を新設・	改築す
	る際に適合させる基準となる省令*6の制定(平成 18 年 12	(月)
平成26年3月	本市か管理する県道及び市道の「道路移動等円滑化基準」を	定める
	条例 ^{※7} の施行(平成 25 年4月)	

表1-1-1 改定履歴

- ※1「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第68号) ^{参考1}
- ※2「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」 (平成 12 年 11 月 15 日建設省令第 40 号) ***

- ※3「道路の移動円滑化整備ガイドライン(基礎編)」(平成 13 年 11 月 29 日事務連絡) ^{参考3}
- ※4「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」 (平成6年法律第44号) ^{参考4}
- ※5「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号) ^{参考5}
- ※6「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」 (平成 18 年 12 月 19 日国土交通省令第 116 号) ^{参考6}
- ※7「神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例」(平成25年3月条例第70号) ^{参考39}

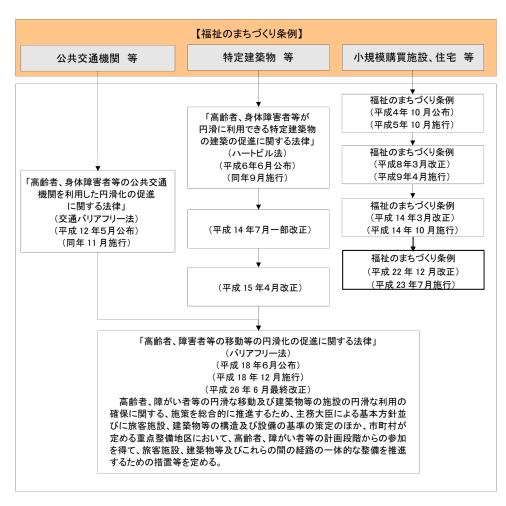


図1-1-1 関連する法律等の変遷